

中濃消防組合

地球温暖化対策実行計画

令和 7 年 3 月

中濃消防組合消防本部

目 次

I	はじめに	1
II	背景	
1.	気候変動の影響	2
2.	地球温暖化対策を巡る国際的な動向	2
3.	地球温暖化対策を巡る国内の動向	3
III	基本的事項	
1.	計画策定の目的	6
2.	対象とする範囲	6
3.	対象となる温室効果ガス	6
4.	計画期間	6
IV	温室効果ガスの排出削減目標	
1.	基準年度及び策定年度の二酸化炭素排出量の現況	7
2.	削減目標	9
V	具体的な取組	
1.	電気使用量の削減	9
2.	燃料使用量の削減	10
3.	ごみ排出量の削減	10
4.	用紙類使用料の削減	10
5.	水道使用量の削減	10
6.	その他	10
VI	推進・点検体制及び進捗状況の公表	
1.	推進体制	11
2.	点検体制	11
3.	進捗状況の公表	11

I はじめに

このたび、2040年度までの中濃消防組合の事務事業にかかる温暖化対策について定めた「中濃消防組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定いたしました。

世界に目を向けると、大規模な山火事の発生や干ばつの発生など、地球温暖化による気候変動の影響が大きくなっています。また、中濃消防組合管内においても、極端な大雨とそれに伴う洪水被害、最高気温の大幅上昇による熱中症患者の増加など、地球温暖化による影響を実感することが増えてきました。

国では2050年ネット・ゼロの実現や、我が国の温室効果ガス削減目標として「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す」という新たな削減目標が位置付けられました。また、岐阜県においても、2050年ゼロカーボン推進計画が策定され、カーボンニュートラルの実現に向けた取組が進められています。

ゼロカーボン社会の実現を見据えて、職員一丸となり本計画を着実に進めてまいります。

令和7年（2025年）3月

Ⅱ 背 景

1 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

2 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書Ⅰ国（いわゆる先進国）と非附属書Ⅰ国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO2排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

3 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和3年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、令和3年（2021）年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

2025年2月には、新たな地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、2050年ネット・ゼロの実現や、我が国の温室効果ガス削減目標として「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す」という新たな削減目標が位置付けられました。同計画においては、二酸化炭素以外の温室効果ガスの削減を含め、各目標の実現に向けた対策・施策を記載し、地球温暖化対策の推進に向けた地方公共団体の役割や、特に都道府県に期待される事項についても明記されています。

表1 地球温暖化対策計画における2030年度及び2040年度の温室効果ガス別その他の区分ごとの目標及びエネルギー起源二酸化炭素の部門別の排出量の目安

(単位：百万 t-CO₂)

	2013 年度 実績 ¹	2030 年度 ² (2013 年度比)	2040 年度 ³ (2013 年度比)
温室効果ガス排出量・吸収量	1,407	760 (▲46% ⁴)	380 (▲73%)
エネルギー起源二酸化炭素	1,235	677 (▲45%)	約360~370 (▲70~71%)
産業部門	463	289 (▲38%)	約180~200 (▲57~61%)
業務その他部門	235	115 (▲51%)	約40~50 (▲79~83%)
家庭部門	209	71 (▲66%)	約40~60 (▲71~81%)
運輸部門	224	146 (▲35%)	約40~80 (▲64~82%)
エネルギー転換部門 ⁵	106	56 (▲47%)	約10~20 (▲81~91%)
非エネルギー起源二酸化炭素	82.2	70.0 (▲15%)	約59 (▲29%)
メタン (CH ₄)	32.7	29.1 (▲11%)	約25 (▲25%)
一酸化二窒素 (N ₂ O)	19.9	16.5 (▲17%)	約14 (▲31%)
代替フロン等4ガス ⁶	37.2	20.9 (▲44%)	約11 (▲72%)
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	30.3	13.7 (▲60%)	約6.9 (▲77%)
パーフルオロカーボン (PFCs)	3.0	3.8 (+26%)	約1.9 (▲37%)
六ふつ化硫黄 (SF ₆)	2.3	3.0 (+27%)	約1.5 (▲35%)
三ふつ化窒素 (NF ₃)	1.5	0.4 (▲70%)	約0.2 (▲85%)
温室効果ガス吸収源	—	▲47.7	▲約84 ⁷
二国間クレジット制度 (JCM)	—	官民連携で2030年度までの累積で、1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。	官民連携で2040年度までの累積で、2億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。

1 2013年度実績については、2024年4月に気候変動に関する国際連合枠組条約事務局に提出した温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）（2022年度）に従い、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）における数値から一部更新を行っている。これに伴い、2030年度の目標・目安における数値についても、一部所要の更新を行っている。

2 2030年度のエネルギー起源二酸化炭素の各部門は目安の値。

3 2040年度のエネルギー起源二酸化炭素及び各部門については、2040年度エネルギー需給見通しを作成する際に実施した複数のシナリオ分析に基づく2040年度最終エネルギー消費量等を基に算出したもの。

4 さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。

5 電気熱配分統計誤差を除く。そのため各部門の実績の合計とエネルギー起源二酸化炭素の排出量は一致しない。

6 HFCs、PFCs、SF₆、NF₃ の4種類の温室効果ガスについては暦年値。

7 2040年度における吸収量は、地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）第3章第2節3.

（1）に記載する新たな森林吸収量の算定方法を適用した場合に見込まれる数値。

出典：環境省（2025）「地球温暖化対策計画」関連資料1

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/250218.html>>

2025年2月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標をこれまでの2030年度までに50%削減（2013年度比）に加え、2035年度までに65%削減、2040年度までに79%削減することも目標として新たに掲げられ、その目標達成に向け、引き続き太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定率を2025年度までに95%、2030年度までに100%とすることを目指すとしています。

また、「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019年9月時点ではわずか4地方公共団体でしたが、2024年12月末時点においては1,127地方公共団体と加速度的に増加しています。

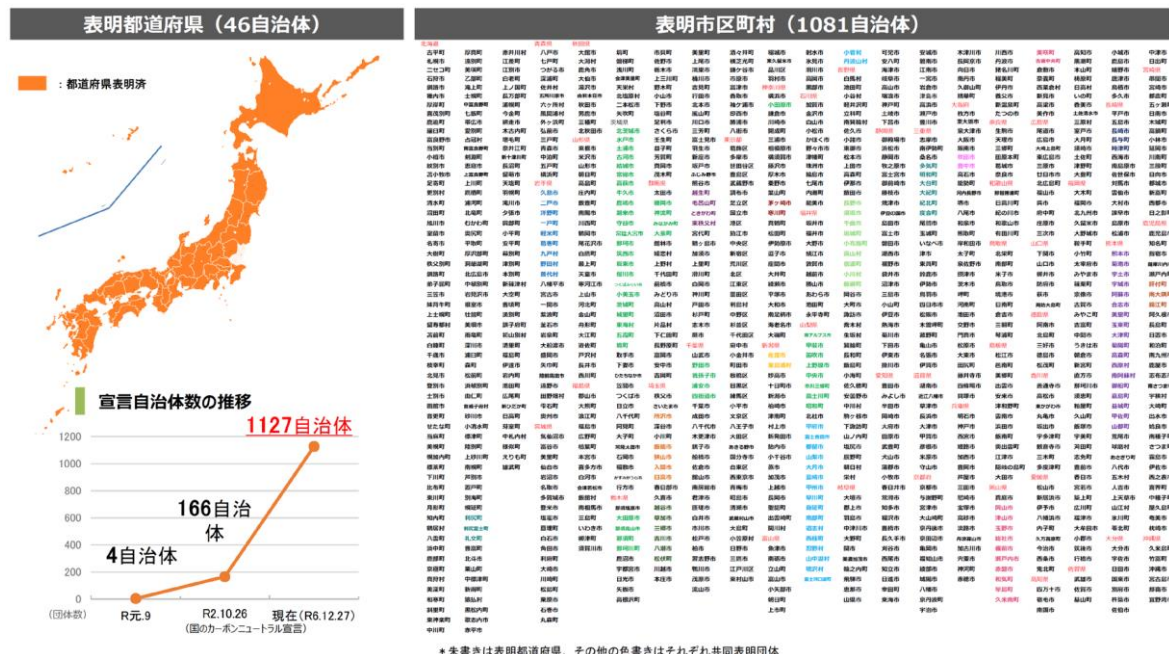


図1 2050年 二酸化炭素排出実質ゼロを表明した地方公共団体
(2024年12月27日時点)

出典：環境省（2024）「地方公共団体における2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況」

<<https://www.env.go.jp/policy/zerocarbon.html>>

Ⅲ 基本的事項

1 計画策定の目的

中濃消防組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「中濃消防組合事務事業編」）は地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、中濃消防組合が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

2 対象とする範囲

中濃消防組合事務事業編の対象範囲は、中濃消防組合の全ての事務・事業とします。

3 対象となる温室効果ガス

中濃消防組合事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）のみとします。

4 計画期間

中濃消防組合事務事業編が対象とする計画期間については、地球温暖化対策計画及び政府実行計画に準じて、策定年度である2024年度の翌年2025年度から2040年度末までを計画期間とします。また、計画開始から5年ごとに、計画の見直しを行います。

項 目	年 度									
	2013	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2035	2040
期間中の事項	基準 年度	策定 年度	計画 開始					計画 見直し	計画 見直し	目標 年度
計画期間										

図 2 計画期間のイメージ

IV 温室効果ガスの排出削減目標

1 基準年度及び策定年度の二酸化炭素排出の現況

基準年度の二酸化炭素排出量は、二酸化炭素排出量計算シートを使用し算定を行うこととします。

中濃消防組合の事務事業における、基準年度（２０１８年度）二酸化炭素の総排出量は３６１．１ｔとなっています。

表２・図３に示す、基準年度の二酸化炭素排出量を排出要因別にみると、電気の使用に伴い排出される二酸化炭素が全体の６９．０％（２４９．３ｔ）を占め、次いでガソリンの使用が２１．１％（７６．２ｔ）、軽油の使用が９．９％（３５．６ｔ）を占めています。

種 別	使用量	二酸化炭素排出（ｔ）
ガソリン（全体）	32,857.8 ｌ	76.231
軽油（全体）	13,808.1 ｌ	35.624
電気（本部・関消防署）	242,102 kWh	134.367
電気（美濃消防署）	83,426 kWh	46.301
電気（西分署）	15,863 kWh	8.804
電気（武芸川出張所）	18,870 kWh	10.473
電気（武儀出張所）	21,158 kWh	11.743
電気（津保川出張所）	21,597 kWh	11.986
電気（洞戸出張所）	23,801 kWh	13.210
電気（板取川出張所）	22,302 kWh	12.378

表２ 基準年度（２０１８年度）の二酸化炭素排出量

二酸化炭素の総排出量 361.1t

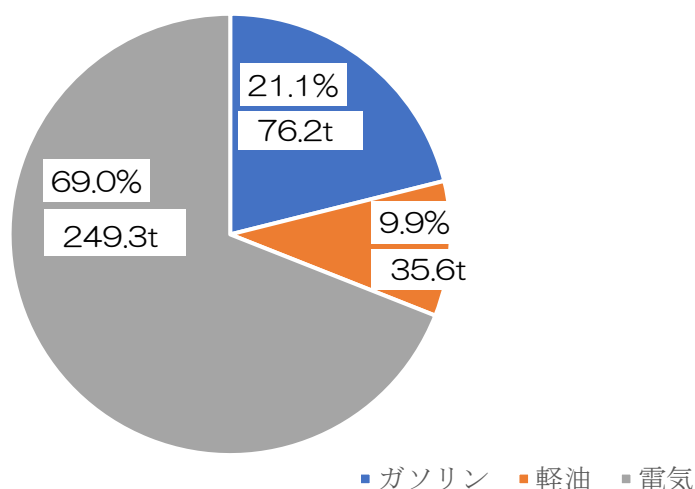


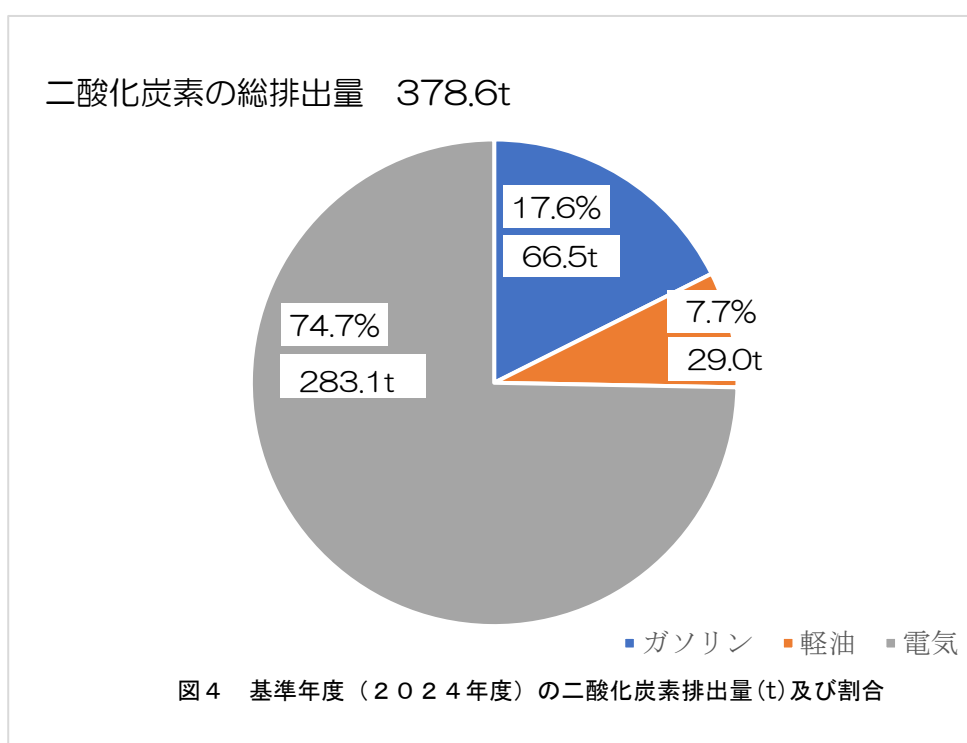
図３ 基準年度（２０１８年度）の二酸化炭素排出量(t)及び割合

次に、策定年度（２０２４年度）における、二酸化炭素の総排出量は３７８．６ｔとなっています。

表３・図４に示す、基準年度の二酸化炭素排出量を排出要因別にみると、電気の使用に伴い排出される二酸化炭素が全体の７４．７％（２８３．１ｔ）を占め、次いでガソリンの使用が１７．６％（６６．５ｔ）、軽油の使用が７．７％（２９．０ｔ）を占めています。

種 別	使用量	二酸化炭素排出（ｔ）
ガソリン（全体）	28,682.9 ｌ	66.544
軽油（全体）	11,256.3 ｌ	29.041
電気（本部・関消防署）	241,515 kWh	134.040
電気（美濃消防署）	111,488 kWh	61.875
電気（西分署）	17,023 kWh	9.447
電気（武芸川出張所）	22,707 kWh	12.602
電気（武儀出張所）	21,627 kWh	12.002
電気（津保川出張所）	35,011 kWh	19.431
電気（洞戸出張所）	30,528 kWh	16.943
電気（板取川出張所）	30,063 kWh	16.684

表３ 策定年度（２０２４年度）の二酸化炭素排出量



基準年度（２０１８年度）と、策定年度（２０２４年度）を比較すると、電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量は、５．７％増加しています。

ガソリン及び軽油の使用については、基準年度と比較して減少している傾向であります。

２ 削減目標

消防業務の性質上、「ガソリン・軽油」の燃料となる使用については、各種の出場により数値目標を設定して削減することが困難であるため具体的数値目標は設定しませんが、電気使用による二酸化炭素排出量の減少に向けて、以下のとおり目標を設定します。

- （１） 各年度における温室効果ガス（二酸化炭素）排出量は、策定年度数値（２０２４年度）を目途に、極力削減するよう努力します。
- （２） 環境への負荷を低減することを目指します。

V 具体的な取組

１ 電気使用量の削減

- （１） 空調設備の温度管理を適切に行うとともに、カーテン・ブラインドを有効に活用する。
- （２） 庁舎の施設の照明を天候や時間に応じ消灯する。
- （３） 昼休みは基本的に消灯し、来客等の場合は部分的に点灯し対応する。
- （４） 使用していない場所（トイレ・廊下・通路・車庫等）の照明は必要最低限かつ最小限の点灯とする。
- （５） パソコンのディスプレイの光度を落とし、使用していないパソコンは電源を切る。
- （６） 省電力機能がついている場合は、その機能を使用する。
- （７） 電気製品の主電源をこまめに切る。
- （８） 電気製品等の購入時は、省エネルギーで環境負荷の少ないものに努める。

2 燃料使用量の削減

- (1) 車両ごとに走行距離・給油量等を記録し適正利用管理に努める。
- (2) アイドリングストップを徹底する。(緊急時を除く)
- (3) タイヤ空気圧などの適正管理を行い、車両整備に努める。
- (4) 車両は、できる限り環境への負荷の少ないものを購入するように努める。

3 ごみ排出量の削減

- (1) ごみの分別を徹底し、リサイクル可能な物品の活用により、ごみの排出量の削減に努める。
- (2) 物品の修理により長期利用に努め、ごみの減量化を図る。

4 用紙類使用料の削減

- (1) 印刷・コピーは必要最小限で行い、使用量については所属単位で把握、管理し削減を図る。
- (2) リサイクル用紙の購入に努める。
- (3) 可能な限り、両面印刷、両面コピー、用紙の裏面再利用を徹底する。
- (4) シュレッダーの使用は機密文書の廃棄のみに制限し、それ以外の文書は再資源化に努める。
- (5) 古封筒の再利用の徹底を図る。

5 水道使用量の削減

水道水使用時における、流しっ放しに注意して節水に努める。

6 その他

クールビズやウォームビズを行い、空調設備の使用制限を図る。

VI 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1 推進体制

本計画の着実な推進と計画管理を行うためには、各所属単位で取組を推進することが必要であることから、以下の推進体制で取り組んでいくこととします。

- (1) 実行計画の事務局は、総務課内に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行います。
- (2) 各所属長を推進責任者とし、計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、計画の総合的な推進を図ります。
- (3) 各所属は推進責任者を中心に、地球温暖化に関する知識の普及と計画の実施と運用に努めます。

2 点検体制

事務局は推進状況について、推進担当者から定期的に報告を受けるとともに、年1回以上、計画の点検評価を行います。

3 進捗状況の公表

本計画の策定及び取組状況等については、中濃消防組合ホームページにより、広く公表します。